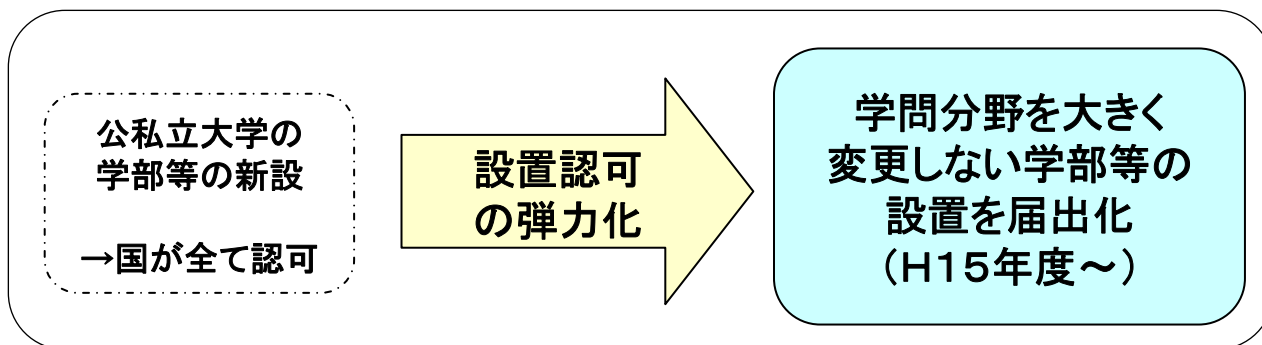


23. 大学の質の保証と向上のための制度改革

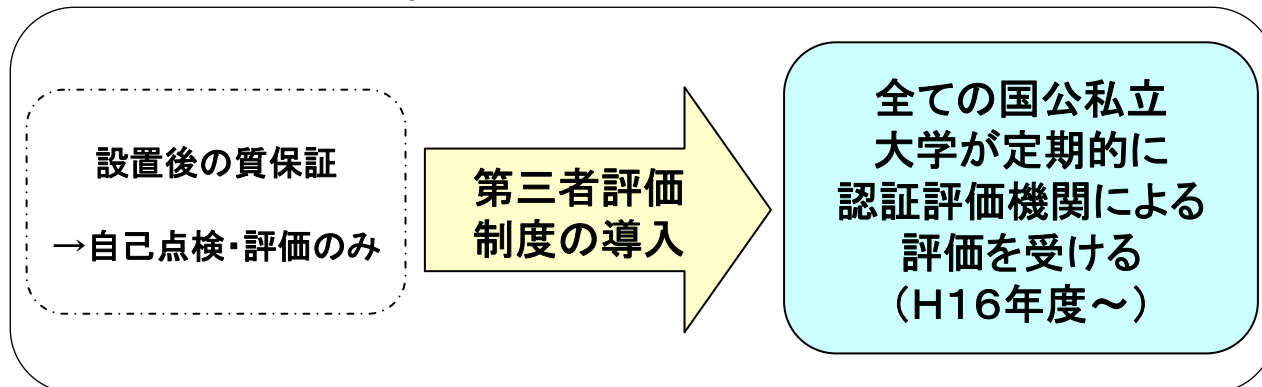
事前規制から事後チェックへ



時代の要請に柔軟に対応した教育研究体制づくり

例えば、次のような場合も届出のみで可能

- ・経済学部の中の経営学科を独立させて経営学部を設置する場合
- ・理学部と工学部を統合して理工学部を設置する場合



多様な評価機関による評価によって大学が自ら主体的に改善

<評価のプロセス>

文部科学大臣が一定の基準に適合する評価機関を認証

①大学が複数の認証評価機関から選択

↓

②認証評価機関が教育研究、組織運営、施設設備の状況について評価を実施

↓

③認証評価機関が評価結果を公表

↓

④大学が評価結果を踏まえて主体的に改善